

# 佐賀県農業経営改善計画認定要領

制定 令和4年10月24日農経第1412号

## 第1 目的

この要領（以下「本要領」という。）は、農業経営基盤強化促進法（以下、「法」という。）及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱（以下、「要綱」という。）等に基づき、知事が農業経営改善計画（以下、「計画」という。）の認定（以下、「県認定」という。）を行うために必要な事項を定めるものとする。

なお、佐賀県（以下、「県」という。）内での県認定に当たっては、法及び要綱に定めるもののほか、本要領によるものとする。

## 第2 県認定の概要

県内の2以上の市町の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者が、計画を作成し、当該計画が適切である旨の認定を受ける場合には、知事が認定を行うものとする。

## 第3 計画の申請

- 1 法第13条の2第1項の規定により、認定を受けようとする農業者（以下、「申請者」という。）は、居住している市町等（以下、「主たる市町」という。）の協力を得て、農業経営改善計画認定申請書（様式第1号。以下、「申請書」という。）及び個人情報取扱に関する同意書（様式第2号。以下、「同意書」という。）を作成するものとする。
- 2 主たる市町は、申請書の作成を支援し、必要な指導及び調整を行った申請書及び同意書を、原則認定月の前月の1日までに、県に提出するものとする。

## 第4 認定の審査

- 1 県は、関係市町から提出された申請書について、様式第3号により、計画において、農業経営を営み、又は営もうとすることとされているすべての市町（以下、「関係市町」という。）に意見を聴くものとする。
- 2 関係市町は、法第12条第4項に掲げる認定要件（以下、「認定要件」という。）に則して適当か否かを判断し、様式第4号により県に意見を述べるものとする。この際、認定が適当でない旨の意見を述べる場合は、その理由を併せて示すものとする。

## 第5 計画の認定及び却下

- 1 県は、関係市町の意見を十分に参酌の上、原則申請のあった月の翌月の1日に、計画の認定又は認定の却下を行うものとする。
- 2 県が計画の認定を行ったときは、様式第5号により、認定した旨を当該申請者に通知するとともに、様式第6号により関係市町、農地中間管理機構、農業委員会ネットワーク機構、関係市町を所轄する地域農業振興センター及びその他関係機関（以下、「関係市町等」という。）にその旨を通知するものとする。  
また、関係市町は県から認定の通知を受けたときは、農業委員会その他関係機関にその旨連絡するものとする。
- 3 計画の認定を受けた申請者（以下、「認定農業者」という。）は、災害等の緊急事態において円滑な事業復旧・継続を可能とするために「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP」の周知等について（令和3年1月27日付け2経営第2699号農林水産省経営局保険課長通知）により定められた自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストに基づく確認及び同通知により定められた農業版BCP（事業継続計画書）の様式に基づく計画を策定の上、県に提出するよう努めるものとする。
- 3 県が計画の申請を却下したときは、様式第7号により、認定申請を却下した旨及び却下の理由を関係市町から提出された様式第5号の写しを付して通知するとともに、様式第8号により関係市町等にその旨を通知するものとする。

## 第6 計画の変更

- 1 認定農業者は、認定を受けた計画の内容を変更しようとするときは、第3の1に準じて申請書を改めて作成するものとする。なお、申請書は、様式第1号を準用し、変更があった各欄の上段に変更前の内容を括弧書きで記載し、下段に変更後の内容を記載するものとする。
- 2 主たる市町は、第3の2に準じて変更申請書を県に提出するものとする。
- 3 県は、前2項に基づき、計画の変更があった場合には、第4及び第5に準じて変更の認定等を行うものとする。

## 第7 住所等の変更

- 1 認定農業者は、次に掲げる変更があったときは、農業経営改善計画の変更届出書（様式第9号。以下、「変更届出書」という。）により変更後の主たる市町に届け出るものとする。
  - （1）住所の変更
  - （2）連絡先の変更
  - （3）法人経営の代表者の変更
  - （4）生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画の変更
  - （5）その他、知事が変更届出書により変更できると認めた変更
- 2 届出があった主たる市町は、必要な指導及び調整を行った変更届出書を、県に提出するものとする。
- 3 県は、主たる市町から変更届出書の提出があった場合には、計画に上書きで修正を加え、様式第10号により変更を受理した旨を当該認定農業者に通知するとともに、様式第11号により関係市町等にその旨を通知するものとする。

## 第8 認定の取下げ

- 1 認定農業者は、認定を取り下げる場合には、農業経営改善計画の取下申出書（様式第12号。以下、「取下申出書」という。）により関係市町に届け出るものとする。

なお、認定農業者が死亡した場合には、その相続人が届け出ることができる。
- 2 届出があった関係市町は、必要な指導及び調整を行った取下申出書を、県に提出するものとする。
- 2 県は、関係市町から取下申出書の提出があった場合には、当該認定を取消し、様式第13号によりその旨を当該認定農業者に通知するとともに、様式第14号により関係市町等にその旨を通知するものとする。

## 第9 認定の取消し

- 1 県は、認定農業者が要綱第5条の6の（1）に掲げる認定の取消事由に該当するに至った場合又は該当するおそれがある場合には、是正指導や助言に努めるとともに、これらの指導等にもかかわらず、認定取消事由に該当する状態が長期にわたって続き、その改善が見込まれない場合には、様式第15号により、計画の審査に参与した関係機関・団体等に認定取り消しに係る意見聴取を行うものとする。
- 2 計画の審査に参与した関係機関・団体等は、認定要件に則して適切か否かを判断し、様式第16号により県に意見を述べるものとする。

- 3 県は、計画の審査に関与した関係機関・団体等の意見を十分に参酌の上、認定の取消しが適当と判断される場合には、当該認定農業者に認定の取消しとそれに係る聴聞を行うことを通知するものとする。なお、聴聞及びその他手続きは、佐賀県行政手続条例（平成7年10月13日佐賀県条例第28号）に則して行うこととする。
- 4 県は、聴聞による報告を十分に参酌の上、認定の取消しが相当と認められる場合には、認定の取消しを決定し、様式第17号により当該認定農業者に認定の取消しを通知するとともに、様式第18号により関係市町等にその旨を通知するものとする。

#### 第10 認定期間満了の通知

県は、認定農業者に対し、原則認定期間満了日の半年前までに、様式第19号により認定期間満了の通知を行うとともに、様式第20号により関係市町にその旨通知するものとする。

#### 第11 その他

本要領に定めるもののほか必要な事項は、県が別に定める。

#### 附則

本要領は、令和4年11月2日から適用する。

(様式第 1 号)

農業経営改善計画認定申請書

年 月 日

	〇〇市町村長 殿
○	佐賀県知事 殿
	〇〇農政局長 殿
	農林水産大臣 殿

申請者	住所	〒		連絡先	
	フリガナ		フリガナ		
	個人・法人名		代表者氏名 (法人のみ)		
	生年月日・ 法人設立年月日		法人番号		

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 2 条第 1 項の規定に基づき、次の農業経営改善計画の認定を申請します。



(3) 農用地及び農業生産施設												
ア農用地						イ農業生産施設						
区 分	所在地		地 目	現 状 (a)	目 標 ( 年 ) (a)	種 別	所在地		規 模			
	都道府県名	市町村名					都道府県名	市町村名	現 状		目 標 ( 年 )	
									棟	m <sup>2</sup>	棟	m <sup>2</sup>
所有地												
借入地												
その他												
経 営 面 積 合 計						経 営 面 積 合 計						
③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置						④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置						
⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置						⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置						

(参考) 経営の構成

(1) 構成員・役員									(2) 雇 用 者						
氏 名 (法人経営にあつては役員 の氏名)	年 齢	性 別	代表者との 続柄(法人経 営にあつて は役職)	現 状			見 通 し ( 年 )			常時雇 (年間)	実 人 数	現 状	人	見 通 し	人
				担当業務	主たる 従事者	年間農業 従事時間	担当業務	主たる 従事者	年間農業 従事時間	臨時雇 (年間)	実 人 数	現 状	人	見 通 し	人
			(代表者)									人		人	
												人		人	
												人		人	
												人		人	





(様式第2号)

■ 農業経営改善計画 □ 青年等就農計画  
の認定に係る個人情報の取扱いについて

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名願います。

佐賀県は、農業経営改善計画又は青年等就農計画（以下「経営改善計画 等」という。）の認定に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、適正に管理し、本認定業務の実施のために利用します。

また、佐賀県は、本認定業務のほか、人・農地プランの作成・見直し、農業委員会の委員の任命、農業協同組合の理事等の選任その他の経営改善等に資する取組に活用するため、必要最小限度内で、下記の関係機関へ提供する場合があります。

このほか、経営改善計画等の実施状況や専門家からの助言等の内容についても、指導等を実施する際のデータとして活用するため、関係機関へ提供する場合があります。

提供する情報の内容	①認定農業者又は認定新規就農者の氏名（法人にあつては名称及び代表者名）情報の内容及び年齢、②住所、③経営改善計画等の認定の有効期間、④経営改善計画等の内容、⑤経営改善計画等の実施状況や専門家からの助言等の内容 等
情報を提供する関係機関	国、都道府県、市町村、地域農業再生協議会、農業委員会ネットワーク機構、農業委員会、農業協同組合連合会、農業協同組合、土地改良区、農地利用改善団体、農地中間管理機構、普及指導センター、青年農業者等育成センター、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人農業者年金基金、農業経営・就農支援センター 等

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

年 月 日

氏名（名称・代表者）

(様式第 3 号)

番 号  
年 月 日

関係市（町）長 様

佐賀県農林水産部長

農業経営改善計画（変更）認定申請に係る意見聴取について

下記の者から農業経営改善計画認定申請書の提出がありましたので、関係書類を添えて農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 13 条の 2 第 3 項に基づく意見聴取を行います。

法第 12 条第 4 項に掲げる認定要件に則して適当か否かを判断して、 年 月 日（ ）までに御回答願います。

なお、認定が適当でない旨の意見を述べる場合は、その理由を明示願います。

記

申請者名	住所

(注 1) 関係書類は次のとおりである。

1 農業経営改善計画認定申請書（様式第 1 号）の写し

(注 2) 計画の認定申請の場合には、(変更)を消去すること。

(様式第 4 号)

番 号  
年 月 日

佐賀県農林水産部長 様

〇〇市(町)長 〇〇 〇〇

農業経営改善計画(変更)認定申請に係る意見聴取の回答について

年 月 日付け 第 号により依頼のあった農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 13 条の 2 第 3 項に基づく意見聴取について、下記のとおり回答致します。

記

申請者名	判断	適当でないと判断した理由

(注 1) 計画の認定申請の場合には、(変更)を消去すること。

(注 2) 判断欄は、「適当」もしくは「不適当」を記入すること。

(注 3) 適当でないと判断した理由欄は、不適当と判断した場合のみ記載すること。

(様式第5号)

番 号  
年 月 日

〇〇 〇〇 様

佐賀県農林水産部長

農業経営改善計画の（変更）認定について（通知）

御提出いただいた農業経営改善計画について、別紙認定書のとおり認定を行いましたので通知いたします。なお、認定においては下記に御留意ください。

記

- 1、認定通知書は、制度資金や農業経営基盤強化準備金などの添付書類に利用されておりますので、大事に保管してください。
- 2、当該計画に記載された農業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認められる場合には、認定を取り消すことがありますので御留意ください。
- 3、認定の有効期間の満了する日の3か月前までに、今後の手続き（認定の更新など）を進めるため、計画の申請を行った市町へ御連絡をお願いします。
- 4、経営改善計画に沿って経営改善を進めるに当たり、必要に応じて専門的な知識を有する者（専門家）等を活用するとともに、認定の最終年（5年目）には、経営改善の取組について専門家や各地域農業振興センター等の助言を受けるよう努めてください。

5、経営改善計画の達成状況等を把握するために、農業経営改善計画の認定の有効期限を迎えた方を対象としたアンケート調査を行っておりますので、同封している「農業経営改善計画の達成状況について（アンケート）」にご記入の上、以下の提出方法にて農業経営課農地利活用担当あて送付していただきますようお願いいたします。

また、近年、自然災害等が多発していることを受け、農業者の皆様が自然災害等への備えに取り組みやすいものとなるよう、「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」と「農業版 BCP（事業継続計画書）」の策定を推奨しています。詳細については、下記の農林水産省ホームページに掲載されていますので、この機会に是非御確認（ダウンロード）していただき、計画書を策定された際には、アンケートと併せて御提出ください。

(1) 提出方法及び提出先

【住所】 〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号

【Mail】 nouchirikatsuyou@pref.saga.lg.jp

【FAX】 0952-25-7272

(2) 農林水産省ホームページ

【URL】 [https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff\\_bcp.html](https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff_bcp.html)

「農業版 BCP 農水省」で検索してください。

(注1) 計画の認定申請の場合には、(変更)を消去すること。

(注2) 関係書類は次のとおりである。

- 1 農業経営改善計画認定書
- 2 農業経営改善計画認定申請書（様式第1号）の写し
- 3 個人情報の取扱いに関する同意書（様式第2号）の写し
- 4 アンケート

番 号  
年 月 日

## 農業経営改善計画（変更）認定書

〇〇 〇〇 様

年 月 日付で認定申請のあった農業経営改善計画は、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 1 項の規定により、適当であると認定します。

佐賀県知事 〇〇 〇〇 印

認 定 番 号 :

認 定 日 :

認定の有効期間 :

認定に係る関係市町名 :

（注 1）計画の認定申請の場合には、（変更）を消去すること。

(様式第 6 号)

番 号  
年 月 日

関係市（町）長 様  
公益社団法人 佐賀県農業公社理事長 様  
一般社団法人 佐賀県農業会議会長 様  
〇〇農業振興センター長 様

佐賀県農林水産部長

農業経営改善計画の（変更）認定について（通知）

このことについて、別添のとおり農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 1 項に基づき認定しましたので、関係書類を添えてお知らせします。

（注 1）関係書類は次のとおりである。

- 1 農業経営改善計画認定書の写し
- 2 農業経営改善計画認定申請書（様式第 1 号）の写し
- 3 個人情報の取扱いに関する同意書（様式第 2 号）の写し

（注 2）計画の認定申請の場合には、（変更）を消去すること。

(様式第7号)

番 号  
年 月 日

〇〇 〇〇 様

佐賀県農林水産部長

農業経営改善計画の却下について（通知）

年 月 日付けで認定申請のあった農業経営改善計画は、下記のとおり認定要件に適合しないと判断し、認定を却下しましたので、関係書類を添えて通知します。

記

却下の理由

（注1）関係書類は次のとおりである。

1 関係市町から提出された様式第4号の写し

（注2）「却下の理由」は、認定要件との関係を明確にして、具体的に記載すること。



(様式第 8 号)

番 号  
年 月 日

関係市（町）長 様  
公益社団法人 佐賀県農業公社理事長 様  
一般社団法人 佐賀県農業会議会長 様  
〇〇農業振興センター長 様

佐賀県農林水産部長

農業経営改善計画の却下について（通知）

このことについて、別添のとおり認定を却下しましたので、関係書類を添えてお知らせします。

（注 1）関係書類は次のとおりである。

- 1 申請者あて通知した様式第 7 号の写し
- 2 関係市町から提出された様式第 4 号の写し

(様式第9号)

番 号  
年 月 日

佐賀県農林水産部長 様  
(〇〇市(町) 経由)

〇〇 〇〇

農業経営改善計画の変更届出書

年 月 日付けで認定された農業経営改善計画について、一部変更がありましたので、下記のとおり届け出ます。

記

1、認定内容

認 定 番 号：  
認 定 日：  
認定の有効期間：  
認定に係る関係市町名：

2、変更内容

変更内容	変更前	変更後

3、変更理由

(様式第 10 号)

番 号  
年 月 日

〇〇 〇〇 様

佐賀県農林水産部長

農業経営改善計画の変更の受理について（通知）

年 月 日付けで届け出のあった農業経営改善計画の変更については、受理しましたので関係書類を添えてお知らせします。

(注 1) 関係書類は次のとおりである。

1 修正を加えた農業経営改善計画認定申請書（様式第 1 号）の写し

(注 2) 法人経営の代表者の変更により、認定書の修正が必要な場合には、代表者名を修正した認定書を送付するものとする。

(様式第 11 号)

番 号  
年 月 日

関係市（町）長 様  
公益社団法人 佐賀県農業公社理事長 様  
一般社団法人 佐賀県農業会議会長 様  
〇〇農業振興センター長 様

佐賀県農林水産部長

農業経営改善計画の変更の受理について（通知）

このことについて、別添のとおり変更を受理しましたので、関係書類を添えてお知らせします。

（注 1）関係書類は次のとおりである。

- 1 認定農業者から提出された変更届出書（様式第 9 号）の写し
- 2 修正を加えた農業経営改善計画認定申請書（様式第 1 号）の写し

（注 2）法人経営の代表者の変更により、認定書の修正が必要な場合には、代表者名を修正した認定書の写しを送付するものとする。

(様式第 12 号)

番 号  
年 月 日

佐賀県農林水産部長 様  
(〇〇市 (町) 経由)

〇〇 〇〇

農業経営改善計画の取下申出書

年 月 日付けで認定された農業経営改善計画について、下記のとおり取下げを申し出ます。

記

1、認定内容

認 定 番 号 :  
認 定 日 :  
認定の有効期間 :  
認定に係る関係市町名 :

2、取下げの理由

(様式第 13 号)

番 号  
年 月 日

〇〇 〇〇 様

佐賀県農林水産部長

農業経営改善計画の取下げの受理について（通知）

年 月 日付けで申し出のあった農業経営改善計画の取下げについては、  
受理しましたのでお知らせします。

(様式第 14 号)

番 号  
年 月 日

関係市（町）長 様  
公益社団法人 佐賀県農業公社理事長 様  
一般社団法人 佐賀県農業会議会長 様  
〇〇農業振興センター長 様

佐賀県農林水産部長

農業経営改善計画の取下げの受理について（通知）

このことについて、別添のとおり申し出のあった農業経営改善計画の取下げについては、受理しましたので、関係書類を添えてお知らせします。

（注 1）関係書類は次のとおりである。

- 1 認定農業者から提出された取下申出書（様式第 12 号）の写し

(様式第 15 号)

番 号  
年 月 日

〇〇 〇〇 様

佐賀県農林水産部長

農業経営改善計画の取消しに係る意見聴取について

このことについて、下記の認定農業者は、認定の取消事由に該当すると考えております。

つきましては、法第 12 条第 4 項に掲げる認定要件に則して適当か否かを判断して、 年 月 日 ( ) までに御回答願います。

記

1、認定農業者の概要

氏 名 :  
認 定 番 号 :  
認 定 日 :  
認定の有効期間 :  
認定に係る関係市町名 :

2、取消しに係る意見聴取を行う理由

(注 1) 関係書類は次のとおりである。

- 1 農業経営改善計画認定申請書 (様式第 1 号) の写し
- 2 その他関係書類



(様式第 16 号)

番 号  
年 月 日

佐賀県農林水産部長 様

〇〇 〇〇

農業経営改善計画の取消しに係る意見聴取の回答について

年 月 日付け 第 号により依頼のあった農業経営改善計画の取消しに係る意見聴取について、下記のとおり回答致します。

記

判断	判断の理由

(注1) 判断欄は、「適切」もしくは「不適切」を記入すること。

(様式第 17 号)

番 号  
年 月 日

〇〇 〇〇 様

佐賀県農林水産部長

農業経営改善計画の取消しについて（通知）

年 月 日付けで認定した農業経営改善計画について、取消事由に該当しますので、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65）第 13 条第 2 項の規定に基づき認定を取り消します。

認 定 番 号：  
認 定 日：  
認定の有効期間：  
認定に係る関係市町名：  
取 消 年 月 日：  
取 消 理 由：

なお、この決定に不服がある場合は、行政不服審査法による審査請求又は行政事件訴訟法による取消訴訟を提起することができます。

審査請求ができる期間及び取消訴訟を提起することができる期間は次のとおりです。

(1) 行政不服審査法の審査請求ができる期間

原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月又は当該処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したとき。

(2) 行政事件訴訟法の取消訴訟を提訴することができる期間

原則として、当該処分があったことを知った日から 6 か月又は当該処分の日から 1 年を経過したとき。

(様式第 18 号)

番 号  
年 月 日

関係市（町）長 様  
公益社団法人 佐賀県農業公社理事長 様  
一般社団法人 佐賀県農業会議会長 様  
〇〇農業振興センター長 様

佐賀県農林水産部長

農業経営改善計画の取消しについて（通知）

このことについて、別添のとおり認定を取り消しましたので、関係書類を添えてお知らせします。

（注 1）関係書類は次のとおりである。

- 1 農業者あて通知した様式第 17 号の写し

(様式第 19 号)

番 号  
年 月 日

〇〇 〇〇 様

佐賀県農林水産部長

農業経営改善計画認定の有効期間満了のお知らせ

年 月 日付けで認定した農業経営改善計画について、年 月 日で有効期間が満了しますのでお知らせします。

なお、再認定を希望される場合は、有効期間満了の前に農業経営改善計画申請書を提出していただくことが必要です。新たな農業経営改善計画の作成等には期間を要しますので、遅くとも有効期間満了日の3か月前までに関係市町まで御相談されますようお願いいたします。

なお、専門家等の指導等を受けている場合は、申請書と併せて関係書類を提出していただきますようお願いいたします。

関係市町：〇〇市、〇〇町

(様式第 20 号)

番 号  
年 月 日

関係市（町）長 様

佐賀県農林水産部長

農業経営改善計画認定の有効期間満了のお知らせ

このことについて、下記の者あて農業経営改善計画認定の有効期間満了をお知らせしましたので、新たな農業経営改善計画の作成等の御対応をよろしくお願いたします。

記

認定番号	氏名	認定日	認定の有効期間	認定に係る市町名

(参考様式)

事務連絡  
(番号)  
年 月 日

佐賀県農林水産部長 様  
(佐賀県農林水産部農業経営課長 様)  
(佐賀県農林水産部農業経営課農地利活用担当係長 様)

〇〇市(町) 〇〇課長  
(〇〇市(町) 〇〇課〇〇係長)

農業経営改善計画(変更)認定申請書の提出について

下記の者から、農業経営改善計画認定申請書の提出がありましたので、関係書類を添えて進達します。

記

申請者名	関係市町	認定区分

(注1) 関係書類は次のとおりである。

- 1 農業経営改善計画認定申請書(様式第1号)
- 2 個人情報の取扱いに関する同意書(様式第2号)
- 3 その他関係書類

(注2) 計画の認定申請の場合には、(変更)を消去すること。

(注3) 認定区分欄は、新規に申請する場合には「新規」、再認定を申請する場合には「再認定」と記載すること。